平成２２年（フ）第２１２号
岐阜県瑞穂市野白新田15番地　ハイタウンみずほⅢ２―18号
債務者　坂本　　純
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４３号
福島県白河市久田野前田63番地　市営２―303号
債務者　小池　俊大
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第４４号
福島県白河市久田野前田63番地　市営２―303号
債務者　小池　千尋
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第８２８号
名古屋市中区古渡町14番19号　アコール金山504号
債務者　田邊　由希
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８７９号
名古屋市名東区高間町382番地
債務者　黒田　良浩
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８８０号
名古屋市名東区高間町382番地
債務者　黒田佐和子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９３２号
愛知県大府市東新町２丁目185番地　大橋マンション305号
債務者　佐々木健太
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９３３号
名古屋市東区代官町24番１号　コーポミズノ401号
債務者　今井　誓子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５９号
三重県鈴鹿市平田本町１丁目16番２号
債務者　櫻井　直樹
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６２号
三重県津市美杉町下之川955番地10、前住所三重県津市一志町高野26番地29
債務者　伊藤　良樹
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９８号
三重県鈴鹿市長太栄町２丁目17番地39号　メゾンド有明101、前住所三重県四日市市日永３丁目２番48号
債務者　松下みね子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２７１号
神戸市垂水区塩屋町６丁目12番５号光陽ハイツ301号、従前の住所神戸市長田区寺池町３丁目３番16号
債務者　池田　妙子
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３８９号
神戸市垂水区中道６丁目１番１―205号
債務者　上野　文三
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３９１号
神戸市須磨区白川台５丁目６番地の５サニーパレス白川台403号
債務者　呉松充朗こと　呉　　充朗
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４４２号
兵庫県三田市中町７番41―803号
債務者　上山こと　秋山紗世子
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４５８号
神戸市東灘区御影本町７丁目７番２号カーサク御影Ⅱ202号
債務者　朴　　東海
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４６１号
神戸市長田区檜川町１丁目１番５号カーサ檜川502号、従前の住所大阪市東淀川区下新庄５丁目13番２号
債務者　北尾　妙子
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部